

## 平成18年度当初予算編成方針

本県は、将来にわたって持続可能な財政構造を構築するため、「行財政改革プラン」に取り組み、不断の改革を進めているところである。改革元年の16年度は、プランに掲げた歳出削減・歳入確保の目標額を142億円上回る事ができた。

しかしながら、本県財政を取り巻く状況は、三位一体改革に伴う地方交付税等の見直しや高齢化の進行に伴う義務的経費の増嵩など、引き続き厳しい状況にあり、来年度においても、改革の流れを緩めることなく、コスト意識を持ち、行財政改革プランを着実に実行して行かなければならない。

一方で、こうした改革の先にある、県民が夢と希望を持ち、心豊かに暮らせる大分県を築くため、「県民とともに築く安心・活力・発展の大分県」を基本目標とした新しい長期総合計画を策定したところである。

平成18年度予算は、この計画を実行に移す初年度の予算であり、特に、基本目標の実現に向け、8つの「重点戦略」や県政喫緊の課題に積極的に取り組むため、これまでの選択・集中分野特別枠に替えて、新たに「重点戦略特別枠」15億円の予算枠を創設する。

当初予算編成に当たっては、「平成18年度の県政運営の基本方針」に沿って、従来にも増して、財源の重点的かつ効率的な配分に努める方針であり、その要領は次のとおりとする。

### 第一 全般的事項

#### 1 事務事業の整理合理化

限られた財源の中で県民の視点に立った施策を展開するため、事務事業評価における成果や効率性の評価に基づき、全ての事務事業の優先順位を付けるなかで、廃止を積極的に進め、事業の選択と集中を図ること。

#### 2 行政責任分野の明確化

国、県及び市町村の責任分野を明確化したうえで、行政諸課題を解決するため、県が実施、関与することが真にやむを得ない事業を要求すること。

また、官から民への流れのなかで、事務事業の民間への移譲等を積極的に推進すること。

なお、NPOが果たす公益的な役割に鑑み、業務委託等においてNPOとの協働を進めること。

### 3 国庫補助事業等の取扱い

(1) 三位一体改革に伴う国庫補助負担金の見直しについては、年内に決定する見込みであるが、県への税源移譲の内容を慎重に見極めながら、全庁的に調整するので、国の予算編成の動向等を十分に把握すること。

(2) 国庫補助事業等が廃止されるものは、県費への振替えは認められないので、事務事業そのものを廃止すること。

(3) 制度、内容等に変更がない事務事業であっても、不要不急のもの、一応の目的が達成されたものは、受け入れないこと。

(4) 国庫補助事業等に対する県費継ぎ足し補助は、廃止又は縮減すること。

(5) 超過負担を伴う事業及び少額補助金は、受入れを控えること。

### 4 他部局との連携

重点戦略等の事業の構築に当たり、他の部局と関連する事務事業は、要求前に十分連絡調整を図り、重複することなく、また、統一を欠くことのないよう留意すること。

### 5 予算要求内容等の公表

予算編成における透明性を高めるため、予算要求の概要や廃止事業を公表するので留意すること。

## 第二 歳入に関する事項

### 1 県税

税制改正の動向、地方財政計画、経済情勢の推移等を考慮すると

ともに、課税対象の的確な捕捉、徴収率の向上に努め、年間の徴収見込額を計上すること。

## 2 地方交付税等

地方消費税清算金、地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税、交通安全対策特別交付金は、地方財政計画等を考慮のうえ、年間見込額を計上すること。

## 3 国庫支出金

補助基本額の改定などの動向を十分注視し、歳出に対応する額（平成18年度単価が確定している場合はその額によること。）を計上するとともに、枠外財源は年間見込額を計上すること。

なお、「後進地域開発国庫負担特例法」に基づく平成17年度事業に係る国庫補助の嵩上げ率は1.18であるので、事業費に充当することなく枠外財源で計上すること。

## 4 使用料及び手数料

受益者負担の原則に立ち、物価の変動や人件費を含む必要経費の状況、公平性等を十分に検討のうえ見直しを行い、年間収入見込額を計上すること。

また、行政財産の目的外使用料の減免については、減免基準に基づいて適切に行い、収入確保を図ること。

## 5 分担金及び負担金

負担割合の適正化を図るとともに、歳出に見合った収入見込額を計上すること。

## 6 財産収入

行財政改革プランに掲げた財産の着実な売却により、収入の確保を図ること。

## 7 県債

地方財政計画、地方債計画等に基づき計上すること。

なお、今後の公債費負担を考慮し、公債費の平準化を図るため、借換債の発行や県債の償還年限の延長を図ること。

## 8 諸収入

受託事業収入等については、人件費を含めた適正な必要経費を計

上すること。

また、貸付金の滞納整理の強化等により収入の確保を図ること。

## 9 基金繰入金

果実運用型基金は、低金利により本来の設置目的の達成が困難な状況にあることから、取崩しを検討するなど積極的な活用を図ること。

なお、各種特定目的基金について、一般財源として活用することがあるので留意すること。

## 第三 歳出に関する事項

### 1 予算の要求枠

予算要求は、原則として、各部局ごとに平成17年度当初予算額（一般財源等ベース。以下同じ）に対し、次に示す基準の範囲内で要求すること。

#### (1) A経費

##### ① 重点戦略特別枠予算

新しい長期総合計画の実行に当たり、8つの重点戦略及び県政喫緊の課題に取り組むため、各部局の予算要求枠とは別に15億円の予算枠を設けるので、県政運営の基本方針により、創意工夫を凝らした新規事業を積極的に要求すること。

##### ② 政策予算

平成17年度当初予算額の85%の範囲内で要求すること。

なお、平成17年度予算における物件費等の節約額の一部で、別途指示する額を政策予算の要求枠に加算できるものとする。

##### ③ 投資的経費

###### ア 公共事業

国の概算要求基準に沿って、原則として、補助事業（一般公共、公営住宅）については、平成17年度当初予算額（地方負担ベース）の95%の範囲内で、直轄事業負担金については、97%の範囲内で要求すること。

また、災害復旧事業のうち、過年発生分は年間所要額を要求し、現年発生分及び災害関連事業は、原則として、平成17年度当初予算額（地方負担ベース）と同額を要求すること。

#### イ 一般国庫補助事業

国の予算の動向を的確に把握し、各分野における行政需要の実態に即して事業を厳選し、平成17年度当初予算額の95%の範囲内で要求すること。

#### ウ 単独事業

真に県民の要請に応える緊急度の高い事業を厳選し、事業費が枠で計上されているものも含め、平成17年度当初予算額の95%の範囲内で要求すること。

### (2) B 経費

#### ① 管理予算（給与費、退職手当を含む）

人件費、扶助費、公債費、法令等で義務付けられている経費等については、所要額を要求すること。

#### ② 部局枠予算

平成17年度当初予算額の範囲内で要求すること。要求に当たっては、別途通知する「留意事項」を踏まえて行うこと。

なお、部局枠予算が、各部局における創意工夫と責任による新規事業への取組を進めるために導入したことの意義を踏まえ、既存事業の徹底した見直しを行うこと。

## 2 個別経費の取り扱い

### (1) 補助金

効果や緊急性が低下した補助金、負担の適正化や融資など他の措置によることが可能な補助金、団体補助金、または少額補助金は、廃止・縮減を図ること。

また、各種団体・協会等（公社・外郭団体等を除く）への負担金については、加入の適否や負担額の妥当性を厳しく見直したうえで、廃止・縮減を図ること。

### (2) 貸付金

民間資金の動向、貸付団体の運営資金の実態等を十分考慮し、貸付枠、貸付利率、金融機関への預託比率、末端金利等の抜本的な見直しを行うこと。

特に、団体の運営補助的な貸付金は、根底から洗い直し、廃止・縮減を図ること。

### 3 債務負担行為

後年度における経費支出を義務付けるものであるので、設定に当たっては、慎重を期すること。

## 第四 他会計に関する事項

それぞれの実態を考慮し、廃止・縮小を含む見直しを行ったうえで、一般会計に準じて要求すること。

なお、予算の編成に当たっては、経営状況、今後の見通し等について十分検討を行い、法令等の基準に基づかない一般会計からの繰出しについては見直しを行うこと。

## 第五 公社等外郭団体に関する経費

公社等外郭団体に対する出資金、補助金、負担金、貸付金等の財政支援については、行財政改革プランを踏まえ要求すること。

また、団体自身が事務事業の整理合理化、経費の節減、自主財源の強化など徹底した経営の見直しに取り組むよう十分な指導を行うこと。